

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第32号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(局長に委任しない知事の権限)</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 2以上の地域振興局の所管区域にわたる事件その他特別の事情があることにより、知事において調査することが適当であると認められる犯則事件の調査及び処分</u></p> <p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第9条 <u>徴収金（条例第56条の2、第63条第1項、第63条の2若しくは第91条第1項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金を除く。）の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。</u></p> <p>(還付金等の還付又は充当の通知)</p> <p>第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。</p> <p>(1) <u>法第53条第20項（法第55条第5項において準用する場合を含む。）</u>、第34項、第37項及び第38項並びに法第72条の24の10第3項及び第7項、第72条の24の11第4項並びに第72条の28第4項（法第72条の41の4において準用する場合を含む。）の規定による法人の県民税又は事業税の中間納付額及びこれらに係る徴収金</p> <p>(2) 法第73条の2第8項、第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第2項、第5項及び第7項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第</p>	<p>(局長に委任しない知事の権限)</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第9条 <u>徴収金（証紙をはり、証紙代金収納計器により金額の表示を受け、又は口座振替の方法により納付する徴収金を除く。）の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。</u></p> <p>(還付金等の還付又は充当の通知)</p> <p>第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。</p> <p>(1) <u>法第53条第20項（法第55条第5項において準用する場合を含む。）</u>、第32項、第35項及び第36項並びに法第72条の24の10第3項及び第7項、第72条の24の11第4項並びに第72条の28第4項（法第72条の41の4において準用する場合を含む。）の規定による法人の県民税又は事業税の中間納付額及びこれらに係る徴収金</p> <p>(2) 法第73条の2第8項、第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第2項及び第5項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27</p>

73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の規定による不動産取得税額及びこれに係る徴収金

(3)～(6) (略)

(納税義務の完了時期等)

第45条 (略)

2～5 (略)

6 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により指定代理納付者に納付させた徴収金に係る納税義務は、同項の承認があつたとき(指定代理納付者が同項の指定する日を過ぎて納付した場合は、指定代理納付者が納付したとき)に完了する。

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)

第61条 (略)

2 法第73条の24第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者が条例第46条の規定により提出する申告書には、当該各項の規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。

3・4 (略)

(不動産取得税の還付の申請等の添付書類)

第61条の2 法第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の申請をする者は、申請書にこれらの規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。

2 (略)

(不動産取得税の減額等に対する決定の通知)

第62条 (略)

2 局長は、法第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の申請があつた場合において、これに対し減額の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第117条 (略)

第118条 局長は、条例第29条第1項又は第2項の規

の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の規定による不動産取得税額及びこれに係る徴収金

(3)～(6) (略)

(納税義務の完了時期等)

第45条 (略)

2～5 (略)

6 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により指定代理納付者に納付させた徴収金に係る納税義務は、同項の承認があつたとき(指定代理納付者が同項の指定する日を過ぎて納付した場合は、指定代理納付者が納付したとき)に完了する。

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)

第61条 (略)

2 法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者が条例第46条の規定により提出する申告書には、法第73条の24第1項の規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。

3・4 (略)

(不動産取得税の還付の申請等の添付書類)

第61条の2 法第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項及び第5項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の申請をする者は、申請書にこれらの規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。

2 (略)

(不動産取得税の減額等に対する決定の通知)

第62条 (略)

2 局長は、法第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項及び第5項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の4第4項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の申請があつた場合において、これに対し減額の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第117条 (略)

定による届出（法人を設立し、又は届出事項に異動を生じたことの届出に限り、法人課税信託に係るものを除く。）については、前条の規定にかかわらず、次項から第4項までに定めるところにより、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、別に知事が定めるところにより、知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は別記第73号様式に記載すべきこととされている事項を、当該届出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、届出を行わなければならない。

3 前項の規定により届出を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同項第2号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事の指定する方法により届出を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定により届出を行う者は、別に知事が定めるところにより、別記第73号様式に添付すべきこととされている書類に記載すべき事項を第1項に規定する届出をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び第2項に規定する知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書類を提出しなければならない。

5 第1項の規定により行われた届出は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に局長に到達したものとみなす。

附 則

1～5 （略）

6 第5条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「県たばこ税」とあるのは、「県たばこ税（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第12条第3項、第9項、第11項及び第13項並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第10条第2項、第12条第2項及び第13条第2項の規定により課する県たばこ税を除く。）」とする。

附 則

1～5 （略）

6 第5条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「県たばこ税」とあるのは、「県たばこ税（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）附則第6条第2項並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第12条第3項、第9項、第11項及び第13項の規定により課する県たばこ税を除く。）」とする。

別表（第117条関係）

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書（指定都市以外用）	第52条	(略)
個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書（指定都市用）	第52条	別記第64号様式
(略)		
不動産取得税の減額（還付）申請書	法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）	(略)
(略)		

第43号様式（第117条関係）

(略)	領収証書
(略)	
裏面参照の上、上記のとおり納付してください。	
年 月 日	
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">お問い合わせ先</div>	

第63号様式（第117条関係）

個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書
（指定都市以外用）

別表（第117条関係）

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書	第52条	(略)
(略)		
不動産取得税の減額（還付）申請書	法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項及び第5項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）	(略)
(略)		

第43号様式（第117条関係）

(略)	領収証書
(略)	
裏面参照の上、上記のとおり納付してください。	
年 月 日	
<u>お問い合わせ先</u>	

第63号様式（第117条関係）

個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書

(略)

第65号様式から第67号様式まで 削除

第77号様式の3 (第117条関係)

不動産の取得(特例適用等) 申告書

(略)
年 月 日 地域振興局長 様
(略)

(略)

第64号様式から第67号様式まで 削除

第77号様式の3 (第117条関係)

不動産の取得(特例適用等) 申告書

(略)		
年 月 日 長様		
契約の 相手方	住 所 (法人の場合) 所 在 地	
	フリガナ	
	氏 名 (法人の場合) 名 称	
(略)		

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。
別記第56号様式を次のように改める。

第56号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税の現年課税分賦課額報告書

(当初・決算)

区分	県民税		市町村民税		合計	
	普通徴収 ④	特別徴収 ⑤	普通徴収 ④	特別徴収 ⑤	普通徴収 ④+⑤	特別徴収 ⑥+⑦
均等割額						
譲渡所得以外 ①						
譲渡所得 ②						
小計 ①+②						
均等割額						
譲渡所得以外 ③						
譲渡所得 ④						
小計 ③+④						
賦課額						
計 ③+④						
退職所得の分権課税に係る 所得割額						
本年度課税額 ⑦+⑧						
⑨のうち翌年度の収入となる べき額						
⑨のうち本年度の収入となる べき額						
前年度賦課のうち本年度の 収入となるべき額						
本年度調定額 ⑪+⑫						
特定あん分率 ⑬-⑭ (当初分のみ記載) ⑯-⑰						
区分	納税義務者の種別		徴収区分による納税義務者		摘要	
	均等割額 のみもの	所得割額 のみもの	均等割額及び 所得割額のもの	普通徴収	特別徴収	
譲渡所得以外	入	入	入	入	入	
譲渡所得						
分離退職						
計						

新潟県条例第19条第 項及び第 項の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日

地域振興局長

様

市町村長

回

作成者職氏名

◎注
1 譲渡所得の区分は当初のみとし、決算分については「譲渡所得以外」欄に合算額を記載すること。
2 本年度調定区分割合は、円位まで算定される桁数まで算出のこと。

別記第63号様式の次に次の1様式を加える。

第64号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (3月末日現在)
(指定都市用)

1 県民税及び市民税の調定額の調

区分	3月末日現在調定額	払込みあん分率
現年課税分		
県民税	A	$D = A / C$
市民税	B	(年3月31日現在の確定あん分率)
計	C	平成30年3月31日現在の確定あん分率 D'
区分	市の課入所属年度と同一とした場合の3月末日現在の滞納繰越額	滞納繰越額を調整すべき額
県民税	E	$K = I - (E + H)$
市民税	F	$L = J - F$
計	G	
30年度以後課税分	E'	$K' = I' - (E' + H')$
29年度以前課税分	F'	$L' = J' - F'$
計	G'	

3 県民税に係る徴収金の払込過不足額の調

区分	滞納繰越額	精算基準額	県への払込済額	精算すべき額
現年課税分				
平成30年度以後課税分		$M = A \times D$	イ	円 M-イ
平成29年度以前課税分		$N = B \times D$	エ	円 N-エ
計		$N' = B' \times D'$	エ'	円 N'-エ'
平成30年度以後課税分		$O = A \times D$	カ	円 O-カ
平成29年度以前課税分		$O' = A' \times D'$	カ'	円 O'-カ'
計		$P = B \times D$	ク	円 P-ク
平成29年度以前課税分		$P' = B' \times D'$	ク'	円 P'-ク'

2 県民税及び市民税に係る徴収金の取納・払込済額の調(払込金精算の基礎数値)

区分	現年課税分		滞納繰越分		延滞分		滞金		加算金	
	県民税及び市民税の市への払込済額の合計額	県民税の市への払込済額の合計額	平成30年度以後課税分	平成29年度以前課税分	平成30年度以後課税分	平成29年度以前課税分	平成30年度以後課税分	平成29年度以前課税分	平成30年度以後課税分	平成29年度以前課税分
収入又は払込み月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年4月から 年2月	イ	ウ	エ	ウ'	カ	オ'	カ'	ク	ク'	ク'
年3月	ア	ウ	エ	ウ'	カ	オ'	カ'	ク	ク'	ク'
計	ア	ウ	エ	ウ'	カ	オ'	カ'	ク	ク'	ク'
年4月から 年4月又は6月中に払込まれた額 (注)										

新潟県税規則第52条の規定により徴収金の払込額精算計算書を提出します。

平成 年 月 日

地域振興局長 様

印

市長

作成者職氏名

別記第77号様式の2を次のように改める。

第77号様式の2 (第117条関係)

不動産の取得 (特例適用) 申告書 (非木造家屋用)

地方税法第73条の18及び新潟県条例第43条の規定により申告します。

なお、特別控除の適用を受けたいので、新潟県条例第39条の規定により併せて申告します。

年月日	住(居)所 (又は所在地)	電話番号	個人番号又は法人番号 (個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載し、個人番号の記載を空欄としてください。)		担当者名 (法人の場合)	取得年月日	取得理由
地産地消推進員	氏名 又は名称及び 代表者名		①				新築・増築 改築・その他 ()
家屋の所在地	種類	構造	既存面積(m ²)	今回の建築分に係る床面積 面積(m ²)	計	取得理由	
	住宅・併用住宅 事務所・店舗 工場・倉庫 (その他)	造 葺 (陸屋根) 建	階数	階数	階数		
主体構造部の鉄骨使用量 (鉄骨階段を含む)	軽鉄部使用量 (明仕切、天井下地を除く)	鉄筋使用量	コンクリート使用量		ワイヤーメッシュ (口径 mm)	杭打の状況	根切の土量
トン	トン	トン	F c 60を超えるもの F c 36を超えるもの F c 60以下 F c 36以下のもの	m ³	φφ/φφ・φφ/φφ (厚さ mm)	種類	m ³
トン	トン	トン	基礎 有筋	m ³	又は	長さ (m)	
トン	トン	トン	土間 デッキ	m ³	φφ/φφ・φφ/φφ (厚さ mm)	本数	
トン	トン	トン	無筋 (捨コン等)	m ³	又は		
鉄骨合計	鉄骨合計	鉄骨合計					
組	組	組	空調・換気設備		防犯設備	積載量 (kg)	積載量 (kg)
インターホン (内線専用電話)	中央熱源方式 個別空調方式	冷房 能力	(個別空調方式の場合)		屋内消火栓	積載量 (kg)	積載量 (kg)
盗難非常 通報装置	直結給水方式 ガス設備 都市ガス プロパンガス	ダクトの有無	一般機械排塵		スプリンクラー	着床数 床	着床数 床
建築設備用	直結給水方式	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有・無	速度 m/min	速度 m/min
動力設備の全容量 (3相 200V以上)	直結給水方式	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有・無	乗用規格型 乗用中速特注型 乗用高速特注型 履台用 人荷用 ホームエレベーター	速度 m/min
合計	直結給水方式	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有・無	乗用規格型 乗用中速特注型 乗用高速特注型 履台用 人荷用 ホームエレベーター	速度 m/min

この家屋の取得の前1年の期間内に他の家屋を建築(購入)したか否か

有・無

建築施工業者名

現場責任者名

電話番号

市町村受付印 受付印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県県税規則附則第6項の改正は、同年10月1日から施行する。

(新潟県県税規則等の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 新潟県県税規則等の一部を改正する規則(平成29年新潟県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条の改正規定の表中新潟県県税規則第5条の改正に係る部分を次のように改める。

(局長に委任しない知事の権限)

第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 自動車税の環境性能割の賦課

(5) 自動車税の環境性能割の徴収(条例第58条に規定する方法による徴収に限る。)

(6) 証紙徴収の方法又は条例第69条の2に規定する方法により徴収される自動車税の種別割の賦課徴収

(7)・(8) (略)

(9) 条例第66条の規定による自動車税の種別割の税率の特例に係る決定及び告示

(10)～(13) (略)

(徴収金の納付又は納入)

第9条 徴収金(条例第58条、第69条第1項、第69条の2若しくは第91条第1項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金を除く。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。

第3条の改正規定の表中新潟県県税規則第45条の改正に係る部分を次のように改める。

(納税義務の完了時期等)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 条例第58条第1項後段又は第69条第1項後段の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、当該申告書又は修正申告書が受理されたときに完了する。

5 条例第58条第2項又は第69条の2の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から払い込まれたとき又は自動預払機その他これに準ずる機械により払い込まれたときに完了する。

6 (略)

(局長に委任しない知事の権限)

第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 自動車取得税の賦課

(5) 自動車取得税の徴収(条例第56条の2に規定する方法による徴収に限る。)

(6) 証紙徴収の方法又は条例第63条の2に規定する方法により徴収される自動車税の賦課徴収

(7)・(8) (略)

(9) 条例第60条の規定による自動車税の税率の特例に係る決定及び告示

(10)～(13) (略)

(徴収金の納付又は納入)

第9条 徴収金(条例第56条の2、第63条第1項、第63条の2若しくは第91条第1項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金を除く。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。

(納税義務の完了時期等)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 条例第56条の2第1項後段又は第63条第1項後段の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、当該申告書又は修正申告書が受理されたときに完了する。

5 条例第56条の2第2項又は第63条の2の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から払い込まれたとき又は自動預払機その他これに準ずる機械により払い込まれたときに完了する。

6 (略)